概要

審査請求人(以下「請求人」という。)の傷病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、 審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、〇会社〇工場に所属し、溶接工として新造船や修理船の溶接補修等の作業に従事していた。

平成〇年〇月〇日の定期健康診断において右肺野結節影が認められ、CT検査の結果、右肺下葉に不整形の結節が認められた。そのため、平成〇年〇月〇日、請求人は〇医療センターに受診し、肺がんと診断され、以降治療を受けてきた。

請求人は、本件肺がんは業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付を 請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを 支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

昭和〇年〇月〇日、〇会社に入社以来、エンジンルーム内で艤装の溶接作業に従事し、防熱工事で発したアスベストの中での20年あまりの作業、修理船等での作業を行ってきており、会社・上司・担当医も労災を認めるべきと述べている。同じ職場で働いていながら労災が認められた者もいるのに納得がいかない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 〇医療センター主治医の意見に基づき、請求人は、「肺がん」を発症したものと認められる。
- (2) 請求人は、昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの22年9ヵ月間、〇会社〇工場に雇用され溶接工として新造船や修理船の溶接補修等の作業に従事していた。この間、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月頃までの約20年間は船内での溶接作業時に艤装品を火気から保護するため石綿含有の養生材が使用されており、認定基準にいう「石綿ばく露作業」に従事したことが認められる。
- (3) 請求人の胸部 X 線写真等の画像から石綿肺の所見は認められず、また胸膜プラーク等の医学的所見が認められない。
- (4) 以上のことから、請求人には認定基準に定める医学的所見が認められないことから、本件疾病は業務上の疾病とは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 請求人が石綿ばく露作業に従事していたか否か検討すると、請求人は、昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日までの間、新造船や修理船の溶接作業に従事しており、〇会社も石綿を使用した養生材が使用されていたことを認めていることから、石綿ばく露作業に従事していたと判断する。また、その従事期間は約20年間となる。
- (2) 請求人の肺がん発症の原因が石綿によるものであるか否かについて検討すると、請求人の肺がんについて、〇医療センター医師は原発性であると診断し、労災医員も原発性であると所見していることから、請求人の肺がんは原発性であると判断する。
- (3) 〇医療センター医師の意見書においては石綿肺の所見はなく、労災医員は石綿肺の所見を認められないと所見していることから、認定基準の「胸部エックス線写真の像が、じん肺法に定める第 I 型以上である石綿肺の所見が得られていること」の要件は具備していないものと判断する。
- (4) 次に、〇医療センター医師はCT検査結果から両側胸膜肥厚を認めると所見しているが、胸膜プラーク(胸膜肥厚班)が認められるとの所見はなく、労災医員はCT検査結果から胸膜プラークは認められないと所見している。また、主治医は請求人の体の状態から肺の組織を取り出すのは困難と所見していることから、石綿小体、石綿繊維の計測はなされていない。したがって、「石綿ばく露作業への従事期間が 10 年以上あり、かつ、胸部エックス線検査・胸部 CT 検査等により胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)又は肺内に石綿小体もしくは石綿繊維が認められること」の要件についても具備

していないものと判断する。

- (5) 以上より、請求人は約20年間の石綿ばく露作業への従事歴があり、原発性肺がんを罹患しているものと判断できるが、医証からは第1型以上の石綿肺と胸膜プラークについていずれも認めることはできず、請求人の肺がんが石綿ばく露作業に起因するものと認めることはできない。
- (6) また、請求人の肺がんがじん肺の合併症であるかどうかについては、請求人はじん肺管理区分の 決定を受けていないものであるが、肺がんと診断確認される以前に〇医療センターで実施されたじ ん肺健康診断(平成〇年〇月実施)の結果によるとエックス線写真の像は小陰影の分類が 0/0 (粒状 影 0/0、不整形陰影なし)であり、陰影は認められておらず、じん肺の所見はない。

また、〇医療センター医師はエックス線写真の像についてじん肺による区分による第 1 型と所見しているが、労災医員は、「平成〇年〇月〇日の胸部 X 線写真では、粒状影 0/1 と読影される。また、平成〇年〇月〇日の胸部 C T でも、粒状影が認められず、溶接肺に見られる分枝状影の増強や小葉中心性の斑状影も認められない。以上より、本例はじん肺に合併する肺癌とも判断できない」と意見している。

したがって、医証から請求人の肺がんをじん肺の合併症と認めることはできない。

(7) 以上のことから、請求人の本件肺がんは業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。